

## 死亡野鳥に係る対応一覧表

警戒レベル (注1)	状況		死亡野鳥等調査(注2)				各警戒レベルに係る対応	連絡体制等	その他
			検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種(注6)			
1	通常		死亡1羽から実施	同一場所で3羽以上死亡 (注3・4)	同一場所で5羽以上死亡	同一場所で5羽以上死亡	・鳥獣保護管理員等による通常パトロール ・関係所管課に対する協力要請		
2	国内一箇所又は近隣国でウイルス確認し、みどり自然課の判断で発令			同一場所で2羽以上死亡					同一場所で5羽以上死亡
3	隣県でウイルス確認で発令又は、近隣県でウイルス確認し、みどり自然課の判断で発令			ただし、みどり自然課が国内状況等を勘案し指示した種については1羽以上	同一場所で5羽以上死亡		・関係先への情報提供要請 ・県独自の県内状況の調査		
4	県内の野鳥からウイルス確認又は、疑いの発生で発令(注5)	野鳥監視重点区域内		死亡1羽から実施	同一場所で3羽以上死亡				同一場所で3羽以上死亡
		野鳥監視重点区域外		同一場所で2羽以上死亡	同一場所で5羽以上死亡		同一場所で5羽以上死亡		
5	県内の家きんからウイルス確認又は、疑いの発生で発令	野鳥監視重点区域内	死亡1羽から実施	同一場所で3羽以上死亡	同一場所で3羽以上死亡	・警戒レベル4と同様の対応 ・家きんに係るマニュアルの発動(高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置)	休日出勤体制 みどり自然課が要請した場合、発生地以外の総合支庁環境課は発生地環境課を支援する		
		野鳥監視重点区域外	同一場所で2羽以上死亡	同一場所で5羽以上死亡				同一場所で5羽以上死亡	

(注1) 警戒レベルの判定については、環境省の判断をもとに、みどり自然課が決定し通知する。□

(注2) 「検査優先種1～3及びその他の種」については、環境省マニュアルで定める種を指す。

(注3) 「同一場所」とは、最初の死亡野鳥発見箇所から見渡せる範囲程度を目安とする。具体的判断基準を示すことは困難なため、現場の状況に即して判断する必要がある。

(注4) 注3で示す範囲において、おおむね3日間程度の間確認された死亡個体等(衰弱個体を含む)の合計羽数が、表に記載された羽数に達した場合、「同一場所で〇羽以上死亡」に該当するとみなす。

(注5) 「疑いの発生」とは、簡易検査陽性又は、簡易検査陰性であって遺伝子検査陽性の状態をいう。

(注6) すべての種において、重度の神経症状が見られる等、感染が強く疑われる場合には、1羽でも検査を実施する。